

団体利用等補助事業実施要綱

〔8人から半額きっぷ〕

（目的）

第1 三陸鉄道を利用する地元団体等に、予算の範囲内でその乗車運賃の一部を補助することにより、三陸鉄道の利用促進を図ることを目的とする。

（補助対象等）

第2 補助対象者は、8名以上の地元団体等利用者又は旅行代理店扱いの利用者（以下「利用者」という。）が同一の乗車区間等で三陸鉄道を利用する場合とする。

2 補助対象経費は、三陸鉄道の乗車運賃に要する経費のうち、三陸鉄道㈱が定める次の各号の割引等を適用した後の乗車運賃とする。

- (1) 普通乗車運賃（片道、往復）※学生、生徒、児童、幼児、保育施設のグループに限る。
- (2) 団体乗車運賃
- (3) 割引乗車券発売規則のうち、身体障害者及び精神障害者割引乗車運賃

（補助額）

第3 補助額は、前条第2項の乗車運賃の2分の1に相当する額以内とし、旅行代理店扱いの場合は、三陸鉄道が旅行代理店のツアー設定本数などの状況をみながら乗車運賃の2分の1の範囲内において、ツアー毎の補助額を設定できるものとする。

（補助方法）

第4 利用者は、電話等で利用を希望する3日前までに、三陸鉄道㈱に様式1により申込み、利用日に最寄駅窓口等で受付箇所と整理番号等による確認を受けて、補助額を控除した額を三陸鉄道㈱に支払う。

なお、旅行代理店扱いの場合は、利用を希望する2週間前までに、三陸鉄道㈱に様式1により申込み、補助額を控除した額を三陸鉄道㈱に支払う。

（補助金の請求等）

第5 利用者数及び実績額を三陸鉄道㈱が取りまとめて、岩手県三陸鉄道強化促進協議会に請求する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行し、同月1日から適用する。